

# 地区支援拠点のあり方に関する提言書 ～持続可能な地域づくりに向けて～



平成31年3月

牧之原市自治基本条例推進会議

## 【もくじ】

1. はじめに	P 2
2. 地域及び自治会組織の現状と課題	P 3
(1) 地域の現状	P 3
(2) 自治会組織の現状	P 3
(3) 自治会組織の課題	P 3
3. 市民生活や行政運営への影響や課題	P 4
(1) 市民生活への影響や課題	P 4
(2) 行政運営への影響や課題	P 4
4. 行政による自治会組織への支援策	P 5
(1) 行政から自治会組織に対する依頼業務の見直し	P 5
(2) 地区支援拠点の創設	P 5
(3) 地区支援拠点の役割	P 5
(4) 地区支援拠点の運営方針	P 6
5. 地域支援拠点の配置による効果	P 6
(1) 効果が期待される機能	P 6
① 相談対応機能	
② 課題解決機能	
③ コーディネート機能	
④ 交流促進機能	
⑤ 人財育成機能	
(2) 期待される自治会組織の運営体制	P 8
6. 自治会地区長会での検討	P 8
7. 資料	P 9
(1) 牧之原市自治基本条例推進会議 会議の経過	P 9
(2) 自治会地区長会への牧之原市自治基本条例推進会議内容報告	P 9
(3) 牧之原市自治基本条例推進会議 委員名簿	P 10

## 1. はじめに

牧之原市は、「第2次牧之原市総合計画（平成27年～平成34年）」において、対話による協働のまちづくりを継承するとともに、「絆と元気が創る 幸せあふれみんなが集う NEXTまきのはら」を将来都市像として掲げ、住みたい・住み続けたいと思えるまちづくりの実現に向けて取り組んでいます。

平成24年3月には「牧之原市自治基本条例」を施行し、以後、市民が主体的に地域の課題解決、魅力向上に取り組むため、地区自治推進協議会を中心に、まちづくり協働ファシリテーターと協力して、より多くの市民が多様な地域づくりに参画できる仕組みとして、「地区における絆づくり事業」が各地区で展開されてきました。

しかしながら、人口減少や少子高齢化、産業構造の転換など時流の変化による影響は牧之原市も例外ではなく、地域活動の担い手不足や地域コミュニティの希薄化など、様々な問題や課題が浮き彫りになってきています。

この誇れる故郷を、住みたい・住み続けたいまちとして次代に継承していくには、これまで牧之原市が培い推進してきた“対話による協働のまちづくり”を活かし、地域と行政が両輪となって知恵を出し合っていくことが必要です。

私たち牧之原市自治基本条例推進会議のメンバーは、住民自治が地域で一層主体的に取り組むことができるよう、地区の活動を促進し支援する拠点の役割、機能、体制等について協議し、そのうえで持続可能な地域づくりにおける行政と自治会組織の役割について議論を重ねてきました。

それを実現するひとつとして、地区支援拠点に地域づくりを促進させるための機能と仕組みを備えることにより、現在の自治会活動をより主体的かつ能動的に継続していくことができると考えました。更には、地区内の多種多様な関係者が集まり、関わりや連携を広げていくことから、地区支援拠点の有する機能は、防災や福祉などにおける安全・安心なまちづくりにも寄与するものと考えます。

この度、当推進会議での意見を次のとおり申し添えますので、自治会組織の代表である自治会地区長会と共に市民主体の魅力あふれるまちづくりの実現に向けて、地区の活動を支援する拠点の役割と機能の整備に取り組まれるよう提言します。

平成31年3月

牧之原市自治基本条例推進会議

委員長 坂本光司

## 2. 地域及び自治会組織の現状と課題

### (1) 地域の現状

各地区の現状として、次のような点があげられる。

- ① 地区の人口減少は、地区ごとの違いはあるものの進行している。
- ② 地区の高齢化は、年々進んでおり、市の高齢化率は、平成 37 年には 33.1% となることが見込まれている。
- ③ 高齢者のみの単身世帯や夫婦世帯が増加しており、今後も一層増加していく見込みである。
- ④ 若者の地域外流出は年々増加し、世代別人口の割合が変わってきている。
- ⑤ 出生数の減少傾向が続いており、今後も減少していく見込みである。
- ⑥ 既に高齢者が高齢者の生活を支えざるを得ない状況になっている。
- ⑦ 市民意識の高まりや協働の取組みの定着により、まちづくり協働ファシリテーターによる活動や地区における絆づくり事業が各地区で展開されるようになってきている。

### (2) 自治会組織の現状

自治会組織は、住民自治において重要な役割を担っている。現在、市においては 10 の地区自治推進協議会を中心に、市民生活に重要な役割と関係性を有している。

- ① 地区の世帯減少と少子高齢化の進行等により、自治会内の「相互扶助」の機能が働きにくくなっている。
- ② 防災・防犯などの地域住民の安全・安心を、世帯減少と少子高齢化の進行する中で自治会組織が支援していくには難しい面がある。
- ③ コミュニティ意識の希薄化など住民の意識変化もあり、自治会から脱会したり、自治会に加入しなかったりする世帯が増加している。
- ④ 自治会役員を選考は、高齢化や世帯減少により難しい状況に置かれている。また、定年延長や再雇用など高齢期の雇用環境の変化もあり、より選考の難しさが増している。
- ⑤ 合併後、旧両町にあった多くの組織は一本化が図られたが、自治会組織は従前のままである。
- ⑥ 地区の拠点に事務局機能がある地区とない地区があり、事務員がいる地区では、地区長・区長の事務負担の軽減が図られている。
- ⑦ 地区の基礎となる自治会組織の構成が、区、町内会、ブロック、組、班など様々な形態が混在している。
- ⑧ 地区長や区長などの自治会組織の代表は、行政からの連絡事項や依頼事項が多く、更に充て職で会議等に出ることも多い。

### (3) 自治会組織の課題

- ① 自治会組織では、事業や業務が多いと感じている中で地区の規模や住民ニ

ーズに合わない事業等を従前どおり継続してしまう傾向がある。従来通りの事業継続は難しいことを踏まえ、自治会自らが既存事業を減らしたり、時間を短くしたりするなどの事業の再編や再構築を行う時期を迎えている。

- ② 自治会活動の担い手として、若者や女性が参加や参画をしやすいよう、現在において役員負担で成り立っている事業の削減と活動時間の見直しなどの検討も必要である。
- ③ 地区長や区長は行政からの連絡事項や依頼事項に追われ、将来の地区構想や地域固有の課題解決を考える余裕がなく、また、任期を終えるころには把握した課題や運営ノウハウを引き継ぐ仕組みができていない地区もある。
- ④ 自治会活動や魅力的な地区づくりを進める上で、区・町内会・班・組等それぞれの組織で一定規模の世帯数が必要となる。自治会活動が一部の住民に負担が掛かり過ぎている場合は、地域住民の合意のもと、統合や分割などの再編をしていくことが求められる。
- ⑤ 小学校区単位の10地区の取組みについては、「絆づくり事業」を足掛かりに、今後、地区内のまとまりや連携が求められている。

### 3. 市民生活や行政運営への影響や課題

#### (1) 市民生活への影響や課題

これまで自治会組織や地域で引き継がれてきた相互扶助の意識の弱体化により、地区住民の生活に様々な支障が生じることが想定される。

- ① 向こう三軒両隣といった昔ながらの近所付き合いは、互助と同じく“近助”でもあったが、安全・安心な地域に暮らすという点では、緊急時や災害時の助け合いの機能が働きにくくなる。
- ② ICTやIoTなどの情報技術の進展により、情報伝達ツール等は更なる進化が想定される中で、広報紙や回覧版などの高齢者でも容易に情報を得られる地域コミュニティの情報共有手段が脆弱になる。
- ③ 子育て世代においてはPTAや子ども会役員、自治会組織においては区役員や町内会役員など、地域と共存しているからこそ、それぞれが自分ごとや地域ごととして担ってきた役割が一部の人財に偏り、地域をつなぎ合わせてきた人財の疲弊にもつながる。
- ④ 地域や人の関係性が薄れ、孤立する人が増加する無縁社会が危惧される状況ではあるが、長い年月の中で培われてきた地域のつながりや仕組みは簡単に構築できるものではない。

#### (2) 行政運営への影響や課題

健全な行政運営は、活力ある自治会組織の運営のもとに成り立っているため、行政として円滑な自治会組織の運営を支援する必要がある。

- ① 行政は、緊急時や災害時において自治会経由で情報収集や安否確認を行っ

- ているため、自治会との連携なくしては市民の安全・安心を確保できない。
- ② 限られた人員や財源の中では、行政のみで多様な住民ニーズに対応したり、深刻な地域課題を解決したりすることは難しくなっている。
  - ③ 行政が個に対してできることは、人的にも財政的にも限界を迎えようとしている。
  - ④ 平成 24 年 3 月に自治会地区長会から「牧之原市自治会組織のあり方に関する提言報告書」が提出されたが、その後、行政と自治会地区長会とで継続的な審議がされていない。
  - ⑤ 住民自らが自治会活動の必要性や重要性を理解したうえでのまちづくりが肝要であるため、まちづくりの理念や目的を広く啓発していくことが必要である。

#### 4. 行政による自治会組織への支援策

行政は、地区長や区長が本来の役割である「地域づくり」に専念できる環境を整えていく必要がある。特に自治会役員の負担軽減に努めるとともに、従来の仕組みに捉われない新たな取組み等も含めて考えていく必要がある。

##### (1) 行政から自治会組織に対する依頼業務の見直し

- ① 行政は、各部署において自治会組織への依頼事項や充て職等の必要性について改めて検討することが必要である。
- ② 行政は、自治会組織への補助金や助成金がより効果的に活用できる仕組みや制度への見直しが必要である。
- ③ 行政は、自治会地区長会との協議により、行政連絡の場の「自治会行政連絡会」と方針決定の場である「自治会地区長会」の効果的かつ効率的な開催に向けての検討が必要である。

##### (2) 地区支援拠点の創設

地域コミュニティの課題は、人口減少や少子高齢化、若者の流出、空き家の増加等といった全国共通の課題に加え、歴史、文化、産業など、その土地ならではの課題も相まって複雑に入り混じっている。また、高齢化への対応としては、既に地域包括ケアシステムの構築という形で、高齢者が安心して住める地域づくりに取り組んでいるが、まだ十分な仕組みが地域に浸透するには至っていない状況にある。

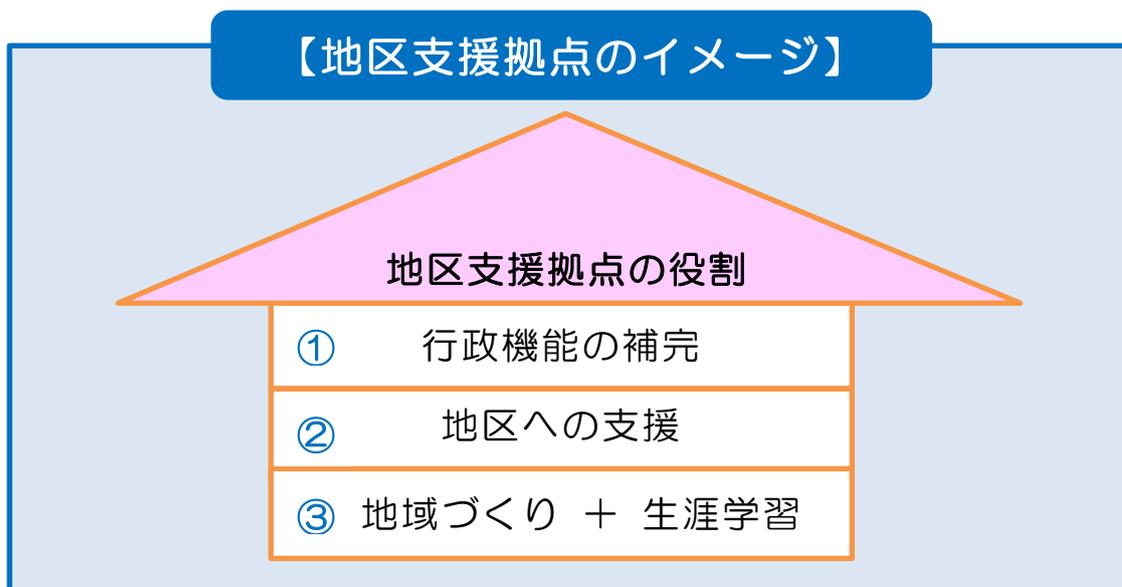
それら地域の課題解決に向けて、地域、自治会組織、市民、行政がともに考え、行動するための「地区支援拠点」を創設し、地域の魅力を話し合い、人とひと、団体、場所、コトなどを結びつける機能などが必要である。

##### (3) 地区支援拠点の役割

- ① 地区支援拠点は、行政サービスの地区における庁舎機能の補完的役割を果たす。特に行動範囲の狭い高齢者等に対しては、行政への相談ごとなどを

適切に関係機関等へつなぐなど、安心して暮らし続けられるよう、地域で一番身近な行政窓口・相談窓口としての役割が求められる。

- ② 地区支援拠点は、自治会の上部機能でも下部機能でもなく、既存の自治会活動の支援と地区活動の活性化が中核であり、自治会とは連携・協働して事業を進めることが求められる。
- ③ 地区支援拠点は、市民活動への参加と実践を促し市民主体の地域づくりや幅広い世代が学ぶことができる生涯学習の推進を図ることが求められる。



#### (4) 地区支援拠点における運営方針

- ① 地区支援拠点は、公共施設マネジメント基本計画に基づき、各地区に現存する公共施設を賢く使う。
- ② 地区支援拠点への機能配備は、地区の実情や意見等を踏まえ、場合によりモデル地区等を設け、段階的かつ戦略的に進めることが望ましい。
- ③ 地区支援拠点においては、地区と行政の双方向の調整、地区内のコーディネート業務等が求められる。
- ④ 地区支援拠点に必要な要員については、地区の事務員との業務分担、配置方法等を含め、自治会地区長会と協議のうえ、検討する。
- ⑤ 必要な要員の配置については、行政と自治会地区長会はコスト面での課題だけでなく、住民自治の意識低下の危惧を含めて検討することが求められる。

## 5. 地区支援拠点の配置による効果

市民が主体的にまちづくり活動ができるよう、行政は地区自治推進協議会と連携して地区支援拠点を配置することにより、地区内で課題を解決する仕組みの構築と魅力的な地域づくりの推進が促進される。

また、密接に関わり合う以下の機能が複合的に展開されることにより、地区の自治能力の高まりも併せて期待される。

## (1) 効果が期待される機能

### ① 相談対応機能

地域の身近な相談の場として、相談者の相談内容を適切に把握し、課題解決のための情報提供に努めると共に、必要に応じて関係機関へつなげる。

特に福祉や健康に関する相談などは、きめ細やかに対応することで安心して地域で暮らせるよう、相談対応機能の向上が図られる。

### ② 課題解決機能

地域の課題を地域の個性や魅力と受け止め、まちづくり協働ファシリテーターや地区自治推進協議会による絆づくり事業を効果的に活用し、地区が一体となって取り組めるような仕組みづくりと実践が促進される。

また、今後、高齢化が進むことで想定される将来的な課題についても、地域、社会福祉協議会、行政が連携して持続可能な地域となるように取り組むことが図られる。

### ③ コーディネート機能

地域にある様々なひと、モノ、こと、場所、情報などの地域資源を把握し、制度や人財等のコーディネートを通して地域の魅力向上が図られる。

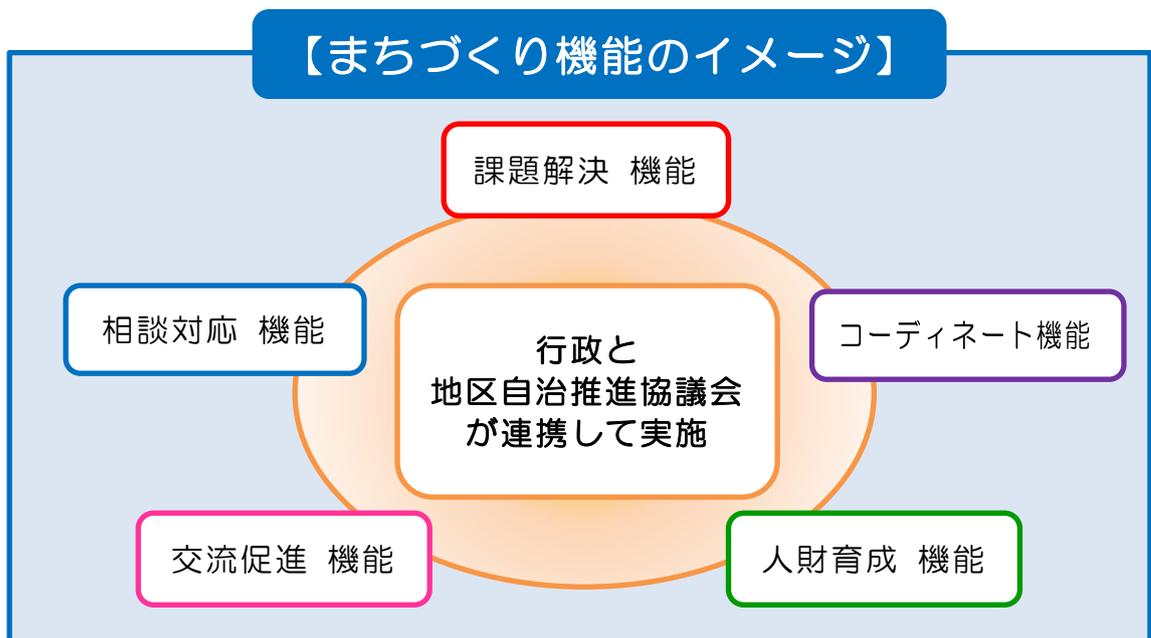
また、既存事業同士を掛け合わせたり、他地区との合同事業を実施したりするなどの活発な市民活動が取り組まれる。

### ④ 交流促進機能

情報誌やホームページなど多様な媒体を活用することにより、市民活動に関する情報提供が広がり、市民が交流する場所や機会が設けられるなど、人と情報の交流が促進される。

### ⑤ 人財育成機能

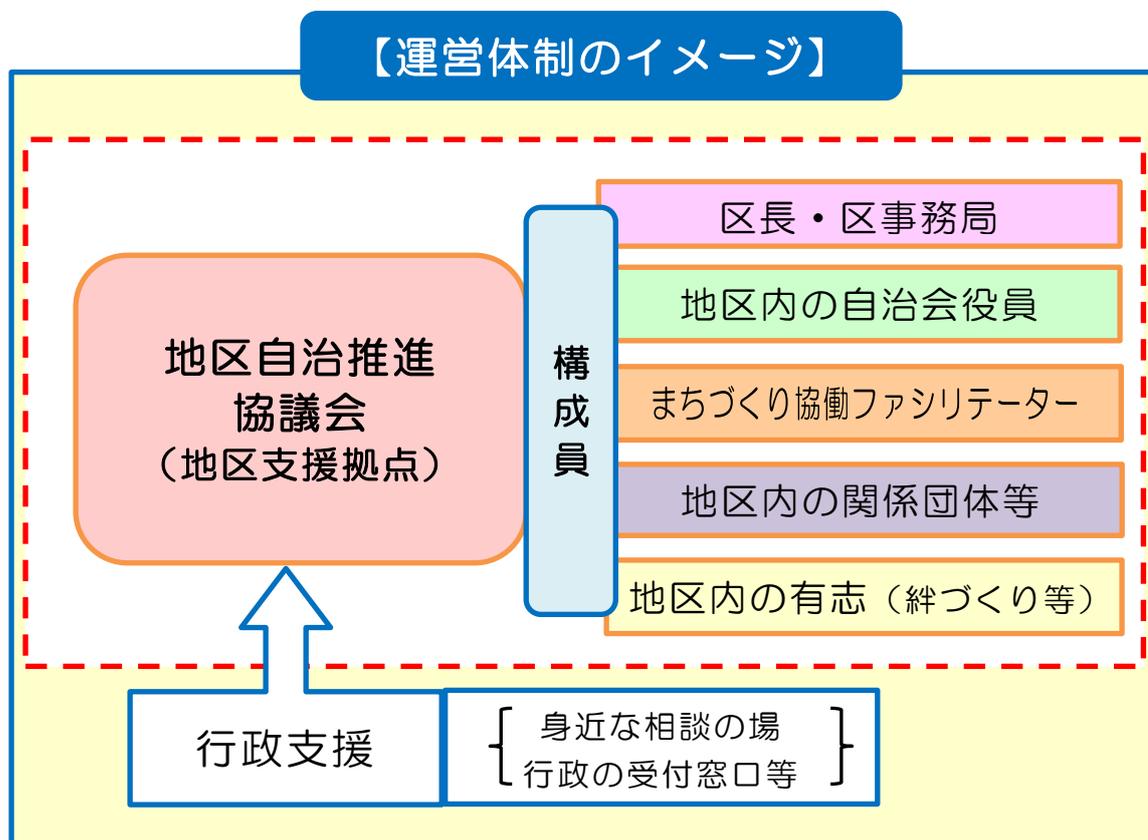
地域活動の担い手育成のための講座や研修、視察等を行うとともに、自治会組織の運営に参加及び参画することにより、地域活動を通して人を育て、幅広い年代による「地域力」の向上や地区の活性化を図られる。



## (2) 期待される自治会組織の運営体制

地区支援拠点の配置により、地区が担っていた行政からの依頼事務の軽減が図られ、地区が主体的になって「地域づくり」に力を注ぐ環境が整うと考えられる。

また、地区支援拠点の運営体制を住民自治や地域の魅力向上に取り組む構成員による協議会等の体制とすることにより、運営を進めていく中で地区の連携が強まり、地区主体の自治能力の向上が図られる。



## 6. 自治会地区長会での検討

「地区支援拠点」の創設を通じて、持続可能な地域づくりを推進するためには、住民自治の現場に携わる自治会地区長会で地区支援拠点の役割と機能について、更に検討していくことが必要である。

その際には、先行的に実施するモデル地区制度を設ける等、行政は地域課題解決に意欲的な地区の支援を行うとともに、地区の自治会組織と拠点の機能の有用性を検証し、段階的な横展開を図っていくことが求められる。

併せて、地区の自治会組織の規模や構造等についても、地理地勢や伝統、習わし等を考慮しつつ、再整理・再構築していく必要がある。

## 7. 資料

### (1) 牧之原市自治基本条例推進会議 会議の経過

開催回	日時	内容
第1回	平成30年3月14日(水) 17:00~19:00	◆地域づくりを支える行政の支援体制について
第2回	平成30年5月24日(木) 9:00~11:00	◆現状の自治会組織の課題と(仮)まちづくりセンターについて
第3回	平成30年7月24日(火) 14:30~16:45	◆自治会組織の現状と課題について ◆実際の地区の取組みについて(地区長・事務員聞き取り内容の報告)
第4回	平成30年9月25日(火) 13:30~16:30	◆役員選出及び区費等の調査報告 ◆地区の活動拠点の機能について
第5回	平成30年12月19日(水) 13:30~16:00	◆これまでの会議の振り返りと今後のスケジュールについて ◆提言書(案)について
意見交換会	平成31年1月30日(水) 13:30~15:20	◆自治会地区長会との意見交換会 推進会議における、これまでの会議内容を伝えたい地区長との意見交換
第6回	平成31年2月4日(月) 8:55~10:30	◆自治会地区長会との意見交換会報告 ◆提言書(案)について

### (2) 自治会地区長会への牧之原市自治基本条例推進会議内容報告

開催回	日時	内容
第1回	平成30年10月3日(水) 9:00~10:20	◆地区の活動拠点について、推進会議と同じ説明を行い、意見交換
第2回	平成30年11月7日(水) 10:00~11:15	◆地区の活動拠点について
第3回	平成30年12月4日(火) 9:00~9:50	◆地区の活動拠点について、推進会議への報告内容の説明
第4回	平成31年1月30日(水) 15:30~16:30	◆意見交換会の振り返り

(3) 牧之原市自治基本条例推進会議 委員名簿

分類	氏名	地区等	備考
学識者	坂本 光司	焼津市	委員長
コミュニティ 組織の推薦する もの	大石 哲生	細江地区	
	戸塚 剛之	菅山地区	
	山本 正己	片浜地区	副委員長
	片山 七海	片浜地区	
	中島 佑実	勝間田地区	
事業者	横山 賢三	萩間地区	
	佐藤 圭	細江地区	
	谷口 恵世	坂部地区	
公募	澤島 千温	川崎地区	

※佐藤圭委員の任期は、平成30年11月30日まで。